

台風12号による災害で被害を受けている中小企業の方へ 融資制度のご案内

資金名

台風12号災害復旧対策資金

実施期間

平成24年3月31日の融資実行まで

融資対象者

次のいずれかに該当する中小企業者。

- 1 平成23年台風12号災害により、奈良県が災害救助法を適用した市町村(注1)において事業用資産に被害を受けた者。
- 2 平成23年台風12号災害により、奈良県が災害救助法を適用した市町村(注1)に事業所を有し、災害に起因して、最近3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少している(減少することが見込まれる)者。
- 3 平成23年台風12号災害により、中小企業信用保険法第2条第4項第4号(セーフティネット保証4号)の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた者(注2)

資金用途

対象者1 設備資金及び運転資金
対象者2・3 運転資金

融資限度額

設備資金 8,000万円
運転資金 8,000万円

融資利率

1.0% (注3) (固定金利)

融資期間

10年以内(うち据置1年以内)

担保及び保証人

奈良県信用保証協会の保証が必要
法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
必要に応じて担保を求められます

保証料率

0.6%以内 (注4)

申し込み

商工中金奈良支店 南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫
奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿産業信用組合
新宮信用金庫 大阪東信用金庫
京都銀行 紀陽銀行 中京銀行
三菱東京UFJ銀行 関西アーバン銀行

問い合わせ

奈良県庁 地域産業課 電話0742-27-8807

(注1) 災害救助法の適用市町村とは、五條市、御杖村、吉野町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・川上村・東吉野村です。

(注2) 五條市、御杖村、吉野町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村において1年以上継続して事業を行っており、台風12号災害により、最近1ヶ月の売上高等が前年同月比20%以上減、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比20%以上減が見込まれることが、市町村長の認定要件です。

(注3) 融資利率は、H23.11.25現在のものであり、金融情勢によって変動することがあります。

(注4) 保証料率は、利用する保証制度により以下のとおりとなります。

・「一般保証」を利用する場合は、経営状況により、0.45%・0.56%・0.6%のいずれかとなります。

・天川村及び十津川村に事業所を有する中小企業者で、「災害関係保証」を利用する場合は、一律0.5%となります。

・対象者3の「セーフティネット保証4号」を利用する場合は、一律0.6%となります。

融資や保証の決定については、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合もございます。また、審査や認定に時間を要する場合がありますので、お早めにご相談ください。